

令和4年度決算に係る  
財政的援助団体等監査結果報告書

令和6年1月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 1 0 0 号  
令和6年1月25日

鳥取県議会議長 浜崎晋一様  
鳥取県知事 平井伸治様  
鳥取県教育員会教育長 足羽英樹様

鳥取県監査委員 桐林正彦

鳥取県監査委員 奈良井 恵

鳥取県監査委員 牧田宗大

鳥取県監査委員 川部 洋

### 財政的援助団体等監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して令和4年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

# 目 次

## 第1 監査結果報告

1 監査の概要	1
（1）監査の種類	1
（2）監査の範囲及び目的	1
（3）監査の実施方法	1
（4）監査実施団体の数	1
（5）監査実施期間	1
（6）監査の執行者	2
2 監査の実施状況	2
（1）概 要	2
（2）実施団体別の状況	3
ア 令和新時代創造本部所管団体	3
イ 交流人口拡大本部所管団体	3
ウ 地域づくり推進部所管団体	3
エ 福祉保健部所管団体	4
オ 子育て・人財局所管団体	5
カ 生活環境部所管団体	5
キ 商工労働部所管団体	6
ク 農林水産部所管団体	6
ケ 西部総合事務所所管団体	6

## 第2 監査意見

1 大山青年の家の利用に際しての事前面談見直し及び食事の提供体制の確保について	8
地域社会振興部、教育委員会（文化財局とっとり弥生の王国推進課、社会教育課）	
2 職員（獣医師）の確保について	9
生活環境部（くらしの安心局くらしの安心推進課）	
3 福祉人材研修センターの福祉体験交流プラザの活用について	9
福祉保健部（ささえあい福祉局福祉保健課）	
4 委託契約等の委託期間について	10
総務部、地域社会振興部、生活環境部（行政体制整備局行財政改革推進課、文化政策課、スポーツ振興局スポーツ課、自然共生社会局自然共生課）	

（参考1）令和4年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧	11
（参考2）令和4年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要	12
（参考3）監査処置基準等について	13

## 第 1 監査結果報告

### 1 監査の概要

鳥取県監査基準（令和 2 年鳥取県監査委員告示第 1 号。以下「監査基準」という。）に準拠し、及び鳥取県監査実施要綱（令和 2 年 2 月 18 日監査委員決定。以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり監査を実施した。

#### (1) 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく財政的援助団体等監査

#### (2) 監査の範囲及び目的

監査基準第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを確認することを目的として実施した。

#### (3) 監査の実施方法

財政的援助団体等監査は、実施要綱第 5 章に基づき事務監査を行い、その後、本監査を行った。

##### ア 事務監査

監査資料を基にして実地監査を行った。

##### イ 本監査

監査資料を基にして実地監査を行った。ただし、書面監査により実施することとしている監査対象団体の本監査は、監査資料を基に書面監査を行った。

#### (4) 監査実施団体の数

区 分	監査対象 団体の数	監査実施 団体の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
出 資 団 体	31 [ 31 ]	7 [ 7 ]	5 [ 4 ]	2 [ 3 ]
指 定 管 理 者	13 [ 13 ]	5 [ 0 ]	1 [ 0 ]	4 [ 0 ]
補助金等交付団体	338 [ 258 ]	14 [ 0 ]	2 [ 0 ]	12 [ 0 ]
合 計	382 [ 302 ]	26 [ 7 ]	8 [ 4 ]	18 [ 3 ]

注：1 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

2 表中の[ ]は前年度

#### (5) 監査実施期間

事務監査：令和 5 年 6 月 12 日及び同年 8 月 22 日から同年 10 月 23 日まで

本 監 査：令和 5 年 7 月 11 日及び同年 9 月 22 日から同年 11 月 22 日まで

## (6) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	桐林 正彦
同	奈良井 恵
同	牧田 宗大
同	川部 洋

## 2 監査の実施状況

### (1) 概要

監査の処置区分には勧告、指摘及び注意がある。不適正の度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等のうち、監査委員が特に必要と認めたものは**勧告事項**とし、それ以外のものを**指摘事項**とした。また、不適正の度合いが比較的軽易なものは**注意事項**とした。

今回、監査を行った結果、一部の事務処理について不適正な事項が認められたが、勧告事項に該当するものは認められなかった。

指摘事項については、該当する事項があったので、その内容を公表するとともに、別途文書により関係する部局長及び該当する団体の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知した。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施団体別の状況に記載している。

また、次に掲げるとおり注意事項に該当する事項もあったので、関係する部局長及び該当する団体の長に対し、別途文書により是正を求め、または注意を喚起した。

#### ア 支出事務

予定価格の未設定その他の支出事務手続の不適正

#### イ 補助金事務

誤った実績報告書の提出その他の契約事務手続の不適正

#### ウ その他の事務

報告書の提出遅延その他の事務手続の不適正

## (2) 実施団体別の状況

### ア 令和新时代創造本部所管団体

#### (ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県広報連絡協議会	令和5年11月2日 (書面監査)	補助金等	25,240,916円

備考(イからケまで同内容のため、以後の記載は省略する。)

- 1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。なお、指摘事項のある団体については、所管する部局ごとに記載している。
- 2 指定管理施設名に(指名)と記載しているのは、指名指定である。
- 3 実施日の欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに(書面監査)と記載している団体は書面監査を行った団体である。
- 4 財政的援助等の概要の欄の出資比率の数値は、小数点第2位以下を切り捨てている。
- 5 財政的援助等の概要の欄の補助金等の金額は、県が令和4年度に支出した補助金等(貸付金を除く。)及び県からの貸付金の令和4年度末の残高の合計額である。
- 6 財政的援助等の概要の欄の指定管理の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する協定に基づいて令和4年度に支出した指定管理料である。

#### (イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び注意すべき事項はなかった。

### イ 交流人口拡大本部所管団体

#### (ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

監査実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 〔指定管理施設〕 ・米子コンベンションセンター(指名)	令和5年11月22日	出資金額	500,000,000円
		出資比率	51.4%
		指定管理	134,193,347円
		補助金等	46,074,000円

#### (イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び注意すべき事項はなかった。

### ウ 地域づくり推進部所管団体

#### (ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 〔指定管理施設〕 ・童謡館(指名)	令和5年9月22日 (書面監査)	出資金額	39,571,947円
		出資比率	54.9%
		指定管理	79,809,707円
		補助金等	5,359,000円
公益財団法人鳥取県文化振興財団 〔指定管理施設〕 ・県民文化会館(指名) ・倉吉未来中心(指名)	令和5年11月9日	出資金額	2,039,110,466円
		出資比率	100.0%
		指定管理	400,689,533円 (270,839,095円)
			(129,850,438円)
		補助金等	30,671,006円

公益財団法人鳥取県教育文化財団 〔指定管理施設〕 ・むきばんだ史跡公園 ・県民ふれあい会館（生涯学習センター） ・大山青年の家	令和5年11月2日	出資金額	100,000円
		出資比率	100.0%
		指定管理	192,769,359円
			(56,003,000円)
			(94,345,000円)
			(42,421,359円)
鳥取県ライフル射撃協会 〔指定管理施設〕 ・ライフル射撃場	令和5年11月13日 (書面監査)	指定管理	1,079,000円
株式会社TKSS 〔指定管理施設〕 ・障害者体育センター	令和5年11月10日 (書面監査)	指定管理	8,804,000円
日ノ丸自動車株式会社	令和5年10月11日 (書面監査)	補助金等	150,340,672円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽微な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 指定管理に係る再委託について、契約伺（支出負担行為）の事務手続が遅延しているものがあった。  
(公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館：所管課 地域づくり推進部文化政策課)
- 委託契約にあたり、支出負担行為が行われていないものがあった。  
(公益財団法人鳥取県文化振興財団：所管課 地域づくり推進部文化政策課)

エ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

監査実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 〔指定管理施設〕 ・福祉人材研修センター（指名）	令和5年10月10日 (書面監査)	指定管理	42,416,432円
		補助金等	1,127,777,074円
社会福祉法人大徳会	令和5年10月11日 (書面監査)	補助金等	77,329,734円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 協定書に定める財産台帳及び物品台帳について、整備していなかった。  
(社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会：所管課 福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課)

オ 子育て・人財局所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

監査実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
一般財団法人鳥取県観光事業団 〔指定管理施設〕 ・鳥取砂丘こどもの国	令和5年11月9日	指定管理	92,260,000円
学校法人大阪滋慶学園	令和5年11月13日 (書面監査)	補助金等	47,347,500円
学校法人中央高等学園	令和5年11月10日 (書面監査)	補助金等	23,609,500円
青少年育成鳥取県民会議	令和5年10月30日 (書面監査)	補助金等	9,219,089円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

カ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

監査実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	令和5年11月22日	出資金額	600,000,000円
		出資比率	88.2%
公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 〔指定管理施設〕 ・天神川流域下水道(指名)	令和5年7月11日	出資金額	1,500,000円
		出資比率	50.0%
		指定管理	483,303,909円
一般財団法人鳥取県観光事業団 〔指定管理施設〕 ・氷ノ山自然ふれあい館	令和5年11月10日 (書面監査)	指定管理	53,925,000円
		補助金等	163,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 清掃業務委託について、契約を締結していなかった。  
(公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会：所管課 生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課)



## キ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

監査実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
F D K株式会社	令和5年11月10日 (書面監査)	補助金等	200,000,000円
リバードコーポレーション株式会社	令和5年10月13日 (書面監査)	補助金等	33,232,500円
株式会社海産物のきむらや	令和5年10月16日 (書面監査)	補助金等	109,031,300円
鳥取商工会議所	令和5年10月16日 (書面監査)	補助金等	90,183,000円
米子商工会議所	令和5年10月23日 (書面監査)	補助金等	84,164,000円
一般社団法人鳥取県トラック協会	令和5年11月13日 (書面監査)	補助金等	94,511,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

## ク 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

監査実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会	令和5年9月20日 (書面監査)	出資金額	15,000,000円
		出資比率	75.0%
		補助金等	9,583,756円
境港水産物市場管理株式会社 〔指定管理施設〕 ・境港水産物地方卸売市場（指名） ・境漁港（指名）	令和5年10月26日 (書面監査)	指定管理	185,140,603円 (177,877,400円) (7,263,203円)
一般財団法人鳥取県観光事業団 〔指定管理施設〕 ・とっとり賀露かっこ館	令和5年11月10日 (書面監査)	指定管理	55,846,000円
大山乳業農業協同組合	令和5年11月17日	補助金等	414,622,221円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があった。

## ケ 西部総合事務所所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
日南町森林組合	令和5年11月7日	補助金等	396,889,372円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び注意すべき事項はなかった。

## 第2 監査意見

監査の結果、重要と認められる次の4項目について、監査委員の意見として提出する。

### 1 大山青年の家の利用に際しての事前面談見直し及び食事の提供体制の確保について

地域社会振興部（所管課：文化財局とっとり弥生の王国推進課）

教育委員会（所管課：社会教育課）

- ・ 監査対象：公益財団法人鳥取県教育文化財団（出資、指定管理者）  
（指定管理施設：大山青年の家）

公益財団法人鳥取県教育文化財団は、大山青年の家を指定管理者として管理している。利用希望者は、利用希望日の1か月前までに利用者代表が事前打ち合わせのため直接来所し、事前に協議するよう求められている。その目的は、活動の具体的な進め方の相談や活動プログラムの調整等を行うことを目的としているものであり、家族同士、友人同士などの少人数グループや県外者にとっては、利用に当たって過大な負担となっていると思われる。

については、電子メールによる必要最小限の確認・指導やウェブ会議システム等を使った面談を導入するなど、少人数や県外の利用者の負担軽減を図るよう検討されたい。

食事の提供については、利用者に温かい食事を提供することや地産地消の食材を使った食事、また地域での雇用の確保などの観点から施設内で調理を提供することになっている。現行の調理体制は利用者にとっても、地域にとっても有意義であると考えられる。しかしながら、調理に従事する人員の確保については遠隔地からの通勤が困難であることなどから今後の継続的实施が困難となる可能性が高まっている。

については、必要な調理員を確保し、今後とも給食体制の維持に努められたい。

## 2 職員（獣医師）の確保について

生活環境部（所管課：くらしの安心局くらしの安心推進課）

・ 監査対象：公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会（出資）

公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第21条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から委任された食鳥検査を行うことにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とし、平成4年に鳥取県が88.24パーセント出資して設立した法人である。これまで検査を担当する職員は主として県を退職した獣医師を採用し、令和4年度には全国第9位となる20,255,540羽の食鳥検査を行い、本県における安全な食鳥肉の供給に寄与する一方、民間養鶏業者が事業拡張を計画しており、検査業務の増大が予想される。また、県職員の定年延長に伴い、県を定年退職する獣医師の採用も困難になることが予想される。

については、協会として人員や雇用条件の不断の見直しを図るとともに、県として協会と協力しながら相互の獣医師業務に支障を来すことがないよう調整を図るなどして、人材の確保に努められたい。

## 3 福祉人材研修センターの福祉体験交流プラザの活用策について

福祉保健部（所管課：ささえあい福祉局福祉保健課）

・ 監査対象：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（指定管理者、補助金等）  
（指定管理施設：福祉人材研修センター）

鳥取県立福祉人材研修センターは、社会福祉に関わる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図ることを目的として設置した施設である。

平成30年度の監査において福祉用品の展示コーナーに関しては、利用状況を的確に把握し、現在のニーズに応じたより効果的な活用策も検討していくよう意見を述べたところである。

これを受けて調査されたところ、一定のニーズ及び年1回程度の業者による福祉用具展示会利用はあるが、現在のような利用形態を維持することは必然性に乏しいと考えられる。

については、福祉用品の試用・体験を行う場所としての活用以外により有効な利用に取り組みられたい。

#### 4 委託契約等の契約期間について

総務部（所管課：行政体制整備局行財政改革推進課）

地域社会振興部（所管課：文化政策課、スポーツ振興局スポーツ課）

生活環境部（所管課：自然共生社会局自然共生課）

・ 監査対象：公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館（出資、指定管理者、補助金等）

（指定管理施設：童謡館）

株式会社TKSS（指定管理者）

（指定管理施設：障害者体育センター）

一般財団法人鳥取県観光事業団（指定管理者、補助金等）

（指定管理施設：氷ノ山自然ふれあい館）

本県においては、県と指定管理施設の指定管理者との間で管理運営に関する協定等（以下「指定管理協定」という。）により管理運営の期間の終期を明示し、それ以後当然には継続しない旨を定めている。

しかし、今年度の監査において、指定管理者と民間業者との清掃等の業務委託契約及び自動販売機設置契約において無期限自動継続条項を設けている事例が散見された。

当該業務委託契約については、指定管理協定の期間終了後も自動的に更新される趣旨の規定を設けることは、あたかも恒久的な権利設定を行うとの誤解を生ずる恐れがあり、指定管理者においてもより有利な条件により業務委託をする機会を逸することになり、不適切である。

また、自動販売機の設置契約についても、施設利用者のニーズを鋭敏に反映したり、より有利な条件での設置になるよう見直す機会を逸することになり不適切である。

については、指定管理協定の趣旨に反しないよう契約書の文面を検討されるとともに、特に自動販売機の設置契約においては、利用者のニーズを見直し、新規自動販売機設置業者の参入により有利な条件を得るため、県が行っている有期契約を前提とした更新手続に準じた競争性のある導入手続が行われる方策の検討をされたい。併せて他の指定管理施設も同様の事例がないか点検され、同様の検討をされたい。

# 参 考

(参考1)

### 令和4年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧

番号	監査実施団体名	財政支援の種別			実施日	所管部局等
		出資	指定	補助		
1	鳥取県広報連絡協議会			○	R5.11.2 (書面)	令和新时代創造本部広報課
2	公益財団法人とっとりコンベンションビューロー	○	○	○	R5.11.22	交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課 地域づくり推進部文化政策課
3	公益財団法人鳥取県文化振興財団	○	○	○	R5.11.9	地域づくり推進部文化政策課
4	公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館	○	○	○	R5.9.22 (書面)	地域づくり推進部文化政策課
5	鳥取県ライフル射撃協会		○		R5.11.13 (書面)	地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課
6	株式会社TKSS		○		R5.11.10 (書面)	地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課
7	日ノ丸自動車株式会社			○	R5.10.11 (書面)	地域づくり推進部中山間・地域交通局地域交通政策課
8	公益財団法人鳥取県教育文化財団	○	○		R5.11.2	地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課 教育委員会社会教育課
9	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会		○	○	R5.10.10 (書面)	福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課
10	社会福祉法人大徳会			○	R5.10.11 (書面)	福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課
11	一般財団法人鳥取県観光事業団		○	○	R5.11.9 R5.11.10 (書面)	子育て人財局子育て王国課 生活環境部緑豊かな自然課 農林水産部水産振興局水産振興課
12	学校法人大阪滋慶学園			○	R5.11.13 (書面)	子育て・人財局総合教育推進課
13	学校法人中央高等学園			○	R5.11.10 (書面)	子育て・人財局総合教育推進課
14	青少年育成鳥取県民会議			○	R5.10.30 (書面)	子育て・人財局家庭支援課
15	公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	○			R5.11.22	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
16	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	○	○		R5.7.11	生活環境部くらしの安心局水環境保全課
17	FDK株式会社			○	R5.11.10 (書面)	商工労働部立地戦略課
18	リバードコーポレーション株式会社			○	R5.10.13 (書面)	商工労働部立地戦略課
19	株式会社海産物のきむらや			○	R5.10.16 (書面)	商工労働部立地戦略課
20	鳥取商工会議所			○	R5.10.16 (書面)	商工労働部企業支援課
21	米子商工会議所			○	R5.10.23 (書面)	商工労働部企業支援課
22	一般社団法人鳥取県トラック協会			○	R5.11.13 (書面)	商工労働部通商物流課
23	一般財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会	○	○		R5.9.20 (書面)	農林水産部農業振興監生産振興課
24	大山乳業農業協同組合			○	R5.11.17	農林水産部畜産振興局畜産課
25	境港水産物市場管理株式会社		○		R5.10.26 (書面)	農林水産部境港水産事務所
26	日南町森林組合			○	R5.11.7	西部総合事務所日野振興センター農業振興課

※実施日の欄に日付のみを記載している団体は本監査について実地監査を行った団体であり、日付とともに(書面)と記載している団体は本監査について書面監査を行った団体である。

(参考2)

## 令和4年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要

### 1 処置の件数

(単位:件、(団体))

区 分	監査実施 団体数	勸 告	指 摘	注 意	合 計
令和4年度決算に係る監査結果	26	0(0)	4(4)	19(12)	23(13)
令和3年度決算に係る監査結果	7	0(0)	10(2)	2(2)	12(2)
令和2年度決算に係る監査結果	9	0(0)	1(1)	23(6)	24(6)
令和元年度決算に係る監査結果	30	0(0)	10(6)	71(23)	81(24)
平成30年度決算に係る監査結果	30	—	4(2)	92(23)	96(23)

注:1 合計欄は実件数又は実機関数であり、重複により各内訳の合計と一致しないことがある。

2 勸告は、平成29年の地方自治法の改正により令和2年4月(令和元年度決算)から適用された。

### 2 処置の事項別内訳

区 分	4年度決算に 係る監査結果			3年度決算に 係る監査結果			2年度決算に 係る監査結果		
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計
予 算	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 入	0	0	0	0	0	0	1	0	1
支 出	3	0	3	2	1	3	0	3	3
契 約	0	12	12	4	1	5	0	12	12
補助金	0	4	4	1	0	1	0	2	2
工 事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財 産	1	0	1	3	0	3	0	0	0
その他	0	3	3	0	0	0	0	6	6
合 計	4	19	23	10	2	12	1	23	24

### 3 指摘事項(4件)の内訳

区 分	件数	事 由	監査実施団体
支 出	3	支出負担行為の未作成	公益財団法人鳥取県文化振興財団
		支出負担行為の遅延	公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館
		支出負担行為の未作成	公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会
財 産	1	財産台帳・物品台帳の未整備	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
合 計	4		4団体

### 4 注意事項(19件)の内訳

区 分	件数	事 由
契 約	12	予定価格の未設定、指定管理期間を超える契約期間設定 等
補助金	4	誤った実績報告書の提出、契約伺の紛失 等
その他	3	報告書の提出遅延、合計残高試算表の未作成
合 計	19	



(参考3)

監査処置基準等について

1 財政的援助団体等監査における監査処置基準等について

- (1) 財政的援助団体等監査における処置（勧告・指摘・注意）は、鳥取県監査実施要綱（下記2）により行っている。
- (2) 指摘の具体的基準は、監査処置基準の運用指針（下記3）により行っている。
- (3) 処置は、主に財政的援助団体の事務が当該団体の会計規程、県補助金交付要綱、指定管理協定書に適合しているかどうかを基準としている。  
なお、処置は、前年度の処置に対する改善状況等を考慮して行っているため、監査処置基準の運用指針と異なることもある。

2 鳥取県監査実施要綱（抜粋）

別表第3（第5条関係）

監査処置基準

処置区分	処置の事案	処置の内容
勧告	次の1～3に該当するもので監査委員が特に必要と認めたもの 1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく勧告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求める
指摘	1 法令に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注意	指摘に至らない比較的軽易なもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する

備考1 上記の処置区分による処置が適当でないと認められるときは、その他の処置をすることができる。

- 2 上記の「処置の内容」について、財政的援助団体等監査においては、部局長に対して団体に改善を促すよう通知するとともに、団体の長に対して適切に対処するよう通知することとしている。

3 監査処置基準の運用指針（要旨）

区分	項目	指摘の具体的基準
3 支出	○支出負担行為の不適正	○支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないものは全部
7 財産	○その他	○その他財産事務に関し適正でないもので重大なもの又は著しいもの